



SERVE TO CHANGE LIVES

「奉仕しよう
みんなの人生を豊かにするために」



第2740地区 創立／1990年9月29日 認証／1990年10月22日

佐世保中央ロータリーカラブ週報

会長：本田 実 / 副会長：岡 光正 / 幹事：田添 直記

2021～2022年度クラブスローガン

原点に返り、新しい時代へ 考動!!

週報編集 / 公共イメージ・会報委員会：片桐康利、橋口輝宗、福田英彦、西村浩輝
田雜豪裕、大久保厚司、崎山信幸

本日の出席率 90.00%：会員数 46名・出席 30名・欠席 5名・出席規定免除会員 6名・ビジター 0名
前々回の修正出席率 86.06%：出席 28名・メークアップ 0名・出席規定免除会員 9名



会長挨拶 / 本田 実君



みなさんこんにちは。この2、3日冷え込みが厳しくなってきましたね。これから平地でも紅葉が綺麗になって来ることでしょう。2日前の、勤労感謝の日はいかがお過ごしでしたか？仕事だった、運動していた、家でのんびりしていた、と様々だと思います。本年、最後の祝日でした。祝日は、1年間で16日あります。ですが今年はオリンピックの影響で祝日も移動しました。

突然ですが、旗日と言う言葉を最近は聞かなくなりましたね。旗日とは国民の祝日のことです。国旗を揚げて国民の祝日を祝うことから旗日といわれています。

昔は、祝日に日本国旗を玄関先に掲げる習慣があり祝日になると町中で日本国旗を目にするのは当たり前だが、現在は旗を掲げる家庭が激減したことにより旗日という言葉も聞かなくてなりました。また、国旗を掲げる行為にマイナスイメージを抱く人もいて、日の丸の国旗=右翼というイメージが定着してしまってこと、この誤った連想により、国旗に対する抵抗が生まれ祝日に国旗を掲げる家庭がなくなれば旗日という言葉は確実に死語になるでしょう。

最後に国旗掲揚にもマナーがあり

1. 自国や他国に関係なく、国旗に対して敬意を表す
2. 揭揚の時間は日の出から日の入りまで
(会社や学校では始業時間から終業時間でもよい)
3. 雨天の場合は屋外に国旗を掲揚しない

となってるそうです。



幹事報告 / 田添 直記君

1. 来信

■ガバナー事務所

- ・2022-2023年度 地区セミナー・協議会日程のお知らせ
- ・地区大会の座席について



ニコニコボックス

本田 実 会長・岡 光正 副会長・田添 直記 幹事

先週の年次総会につきましては、ご協力ありがとうございました。

さて、本日のプログラムは、会員卓話となっております。税理士である香月章彦会員より、現在ちまたで話題になっている「インボイス制度」について分かりやすくお話をさせていただきます。また、この制度と併せて重要になる改正電子帳簿保存法についても解説をしていただきます。

皆様の事業にも直結する貴重なお話ですので、しっかりと理解を深めていただければと思います。

会長エレクト 前田 真澄君

皆様こんにちは！先週の年次総会では 2022-2023 年度の役員・理事の方々のご承認ありがとうございました。私が言うのも何なんですが個性的なメンバーが揃っていますので内心ドキドキしています。頑張ります。本日の卓話、香月次年度幹事です。ガツンとやってください。

牛島 義亮君

太陽ストリートの花の集まりがひと段落してきたのまだお祝いをされていない人達に希望を込めてニコニコします。

前田 真澄君 宮崎 正典君 稲次 賢一君

先般、法人会 50周年祝賀会において納税者表彰をいただきました。皆様におかれましても國のため、私どもの佐世保市の為に高額納税者を目指してほし

くてニコニコします。
南部 建君 田中 啓輔君

11月18日に歴代会長幹事による「新旧会長幹事の激励慰労会」をコロナの影響により4か月遅れで開催しました。ご出席いただきました皆様、ありがとうございます。池永隆司直前会長・宮崎正典直前幹事1年間お疲れ様でした。本田会長、田添幹事残り7か月程頑張ってください。また、指山パスト会長からお心遣いを頂きましたこと、感謝しております。当日のお釣りをニコニコさせていただきます。

片桐 康利君

先日、長崎市で少人数でのお祝いの会があつたのですが昼間はゴルフ、夜は祝賀会という流れでした。田添幹事と宮崎正典さんも参加されていました。お祝いという事で、主賓に花を持たせられたのか14人中、13位と14位というスコアでしたので情報を皆様にリークします。

本日の合計	35,000円
本年度の累計	420,000円



本日の卓話

◆ 会員卓話 ◆

**香月章彦税理士事務所
所長 香月 章彦君**



適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請について

- ① 令和5年10月1日以降、事業者が消費税の仕入税額控除を受けるには、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が必要になります。
- ② 適格請求書発行事業者以外から仕入れた商品や役務提供に含まれている消費税を、控除対象仕入税額とすることはできません。事業者に消費税を支払っていても、支払っていないように計算することになります。(経過措置あり)
- ③ 適格請求書とは「売り手が、買い手に対し正確な適用税率や消費税等を伝えるための手段」であり、一体の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。
- ④ 適格請求書を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- ⑤ 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
- ⑥ 登録受付開始は、令和3年10月1日から行われて

います。令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

改正電子帳簿保存法について

電子帳簿保存法は原則「紙」での保存が義務づけられている帳簿書類について、電磁的記録で保存をするための要件や、電子データでやり取りした取引情報の保存義務などを定めた法律です。

「①電子帳簿・電子書類保存」「②スキャナ保存」は法律上任意です。一方「③電子取引」は全ての法人・個人事業者に関わることですので、きちんとした対応が求められます。

「電子帳簿」は「優良な電子帳簿」と「その他の電子帳簿」に別けられました。

「優良な電子帳簿」とは、総勘定元帳、仕訳帳及びその他の必要な帳簿の全部または一部について、「訂正・削除履歴の確保」「相互関連性の確保」「検索機能の確保」等の要件を満たした電子データで記録・保存しているものです。「現金出納帳」「固定資産台帳」「売掛帳」「買掛帳」などの国税関係帳簿が、すべて「優良な電子帳簿」の要件を満たして、優良な電子帳簿である旨の届出書を所轄税務署長に提出している場合には、「過少申告加算税の軽減措置」が受けられます。

「その他の電子帳簿」とは、一部の帳簿のみを電子帳簿として保存する場合には、「マニュアルの備付け」「データのダウンロード機能」など最低限の要件を満たす電子帳簿です。これについては、所轄税務署長への届出は不要です。

「スキャナ保存」については、事前承認の廃止・スキャンするまでの日数の緩和・第三者の定期的検査要件の廃止と、スキャン保存の実施がしやすいものに改められました。

「電子取引」におけるデータ保存は、紙等にプリントアウトして保存することで、データ保存に代えていた措置が、「令和4年1月1日」以降廃止され、法人税及び所得税ではデータでの保存が必須となりました。消費税においては、引き続き出力書面による保存が可能です。

例えば、電子メールの添付書類として請求書や領収書を受領する場合、AmazonなどのECサイトより商品等を購入する場合、電力料金の領収書を電力会社のホームページからダウンロードする場合など、身近なところに電子取引データは存在します。

社長ご自身だけでなく、従業員の全員に対し、社内における電子取引データの存否確認をしてください。

SAA：馬渡 圭一君
次回例会 12月2日 18:30～

